

参議院運輸委員會會議録第二十九号

昭和二十七年六月十二日(木曜日)午後
一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 山縣 勝見君
理事 岡田 信次君
高田 寛君
小泉 秀吉君

委員 仁田 竹一君
高木 正夫君
小酒井 義男君
前之園 二重君
關谷 勝利君

衆議院議員
國務大臣 運輸大臣 村上 義一君

政府委員 大蔵政務次官 西村 直己君
運輸大臣官 岡嶋 大治郎君
房瀬光部長 岡田 修一君
運輸省海運局長 阪田 泰二君
経済安定本部 財政金融局長 岡本 忠雄君
常任委員会専門員 岡本 忠雄君
常任委員会専門員 古谷 善亮君
法制局側 岡嶋 庄盛君

参事(第三部 岡嶋 庄盛君)
第二課長
本日(の)會議に付した事件
○旅行あつ、旋業法案(石村幸作君外六
名発議)
○離島航路整備法案(衆議院提出)
○委員長(山縣勝見君) それではこれ
より委員会を開会いたします。前回に

引続き旅行あつ、旋業法案の質疑を行い
たいと思ひます。御質疑のあるかたは
御質疑を願ひます。

○前之園二重君 私が発議者の一人
ですが、この運賃について少し當局
という、懇談したいと思ひますの
で……。

○委員長(山縣勝見君) 連記をとめ
て。

午後一時四十七分連記中止
午後二時三十分連記開始

○委員長(山縣勝見君) 連記開始。
○高田寛君 これはまあ法律の構成の
問題でありますから、政府側か或いは
法制局のかたにお尋ねしたいのです
が、この改正法案の一番最後ですね、
最後の「運輸省設置法の一部を次のよ
うに改正する。第四條第一項第十四号
の十三の次に次の一項を加える。十四
の十四旅行あつ、旋業を登録すること。」
とありますが、これは今度の運輸省設
置法改正法案に合せてこの案ができて
いると思ひますが、まあ現行の運輸
省設置法にはこの書き方は合わないわ
けですね。現在まだ運輸省設置法の改
正は成立してない。この国会で成立
するか、流れるかわかりません。そう
するとこの今度の提出されている案に
合せるようにこの條文ができて、そ
れで運輸省設置法の一部をこの旅行あ
つ、旋業法で修正するといふ形になつて
いるのですが、これではどうも法文の
構成上工合が悪いのじやないか。運輸
省設置法が成立してからでなければこ

れは出せないということになりやいな
いかと思ひますが、どうですか。

○法制局参事(岡嶋庄盛君) 今御指摘
のご意見を踏まえて、この附則の三
項で運輸省設置法を改正するようにい
たしてありますのは、現在国会に提出
されております一部改正があつて後の
條項に基いて変えるように考へておる
わけでありまして、実はこの法律の施
行は公布の日から起算しまして、九十
日を超えない期間内において別に政令
で定めるようになっておまして、運
輸省のほうで政令で定められるわけ
でございますが、大体の見通しといたし
ましては一月以上まだ公布になりまし
てもかかりますので、實際この三項が
働いて参りますと、運輸省の設置法を
改正するのは施行の時ということにな
りますので、これは公布になりまして
も相当期日の経つた後に三項が働いて
来るということになりますので、一応
現在国会に提出されております運輸省
設置法の一部改正が先に実施になるで
あらうという見通しで一応こういふ
うに書いたわけでございまして。なおこ
れでもいいのじやないかということ
で書いたわけでございまして、なお運
輸省設置法の一部改正がこの国会で通
過しないようになりまします場合は、こ
のまま法律で出しますと非常におかし
いことに御指摘の通りなるわけでござ
います。それでそういう見通しがはつき
りますればこれは修正しなければなら
ないということになると思ひます

が、参議院のほうで先議でございま
すので、衆議院のほうであつてどうい
う見通しがこれを通るまでにはつきりし
ますれば衆議院のほうで直して頂いた
らどうかというふうに考へておるわけ
でございまして。

○委員長(山縣勝見君) その他御質疑
ございせんか。別に御質疑ございま
せんか。別に御質疑がないようであ
りましたら、これより本案の討論に入
りたいと思ひますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと
認めます。よつてこれより本案の討論
に入ります。御意見のおありのかたは
賛否を明らかにしてお述べを願ひま
す。

○高田寛君 私は本案に賛成するもの
であります。まあいろいろこの法案
はまだ疑問の点が多いのであります
が、今まで旅行旋業業界においてい
ろいろ弊害も多く起つておる。併し旅行
旋業業者といふものの実態を政府とし
ても掴んでおらないという点は欠陥で
あらうと思ひます。それが登録制度に
よつてこの法律が実施せられれば一応
まあ旅行旋業業者の実態が掴めるとい
う点はまあこの法律ができる効果であ
らうと思ひます。併し一面又實際これ
の取締に当たる場合の料金の取締など
につきましましては、なか／＼實際問題とし
てむづかしいと思ひます。これはいろ
いろ今までの慣習もありましようし、
なか／＼この事業は一律に何%の手数

料が適正であるということとはなか／＼
言にくい。又結局實際に即したよう
に政府がこれを導いて、甚だしく不都
合なものはこれを取締するといふこと
以外に行きようがないと思ひます。又一
面こういふような法律が出たためにま
じめな業者が別にこの法律によつて、
一方助成される面は全然ないのに一面
取締の關係でいろいろ／＼届出とかいう手
数がかかるということは免がれないと
思ひますが、このような余り一般の業
者に徒らに手数のかからないようにと
いうことも政府として十分気を付けて
頂きたいと思ひます。これで

結論としてまだこの法律にはいろいろ
疑問の点もある、欠点と思はれる点も
あるものであります。一応運輸省を政
府が掴むために登録制度をとる。それ
で登録制度によつて、又料金の届出制
等をとつて、甚だしく不都合であ
るというものを、これを取締の対象に
するといふことで一応の利益もあると
思ひます。ただこれを実施するにつしま
しては、そういうような一般の業者が
いろいろ／＼の届出などによつて、煩雜な
手数を増すようなことが成るべくない
ように、その点は一十分気を付けて
頂きたいといふこと、いま一つ料
金の取締などにつきましても、余り窮
屈な取締をしないといふことを希望し
たいのであります。一面不当なもの
は勿論取締しなければならぬけれど
も、一面又このような料金といふもの
が非常に融通性のあるものであります

ので、余り窮屈な取締をされると、そのためにこの業界の活動というものが非常に阻害されるという点もあるの

で、このような点も十分御留意を願いたいという希望を申述べまして、私は賛成するものであります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御発言は
ございませんか。……別に御意見もな
いようでありますれば、これより本案
の採決に入ることに御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。

よつてこれより本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔贊成者举手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決せられました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容その他の手續につきまして、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないかと認めます。

なお、本案を可とされたかたの御署名を慣例によつて願いたいと思ひます。

多數意見見者署名

岡田 信次 高田 寛

小泉 秀吉 仁田 竹一

高木 正夫 小酒井 義男

前之園地一

○委員長(山縣勝見君) 次に離島航路

整備法案を議題といたします。前回に引き続きまして御質疑を願います。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて。發議者並びに大藏政務次官がお見えになつておりますから、御質疑があれば御質疑をお願いいたします。

○小酒井義男君 少し前回に引續いてお尋ねしたいと思いますが、この補正を受けている航路の数は三十一といふ

すが、この補助を受けている航路といふものは固定したものであるかといふことは必ずしもありません。つまりその後

いゝ／＼な客観的な情勢の変化で補正を受ける必要が新らしく出て来るものもあるだろうと思うのでありますが、

をされて行くことができるものかどう
かという点について一つ伺いたい。

たが、それは二十七年度において四割ほど追加になつてゐる次第でございます。

○小酒井義男君 航路補助の申請がなされて来て、やはり基準に基いた査定がなされると思うのですが、その航路

の補助の対象になる船舶とでない船舶とは、やはり申請の書類においてはつきり区別し得るようなことができ得るわけですか、どうですか。

○政府委員(岡田修一君) その申請の
場合、それを利用するその地域の難

島の住民の數とか、或いは他に交通機關があるかないかというふうなことで、その他その必要度におきましてやはり

海上におけるところの交通機関の助成

来ると思うのです。現在陸上交通においてはそのようなものがないわけなんです。運輸大臣としてこの問題に關連

すが、進歩が目とて、この問題に關して陸上交通機關の助成というようなことについてお考えになつておるかどうか伺いしたいと思います。

○国務大臣(村上義一君) 運輸交通事業は、如何なる種類でも公益事業である。

るのでありまして、必要な公益事業を維持して行く上におきまして、若しそこに緊要性があるならば、何らかの

方法で直接、間接を問わず、又如何なる方途を問わずこれを維持して行くといふことにして行かんければならぬと思ふのであります。勿論一つの事業で

ありますから、このサービスを提供する事業でございまして、サービスの

対象たる運賃、料金というものを、
て考慮を拂う。併しながらその立地條
件、或いは客観情勢から、運賃、料金

をこの上上げることは許されないと
うような場合に、到底その交通機関を
維持して行くことが不可能だという

たしまして、整備して行きたい。この
ほうは政府機関ではございませんが、
従来の興銀、勧銀の形の変つたもので
整備して考へて参つておるのでありま
す。

略の整備法の関係資料というもの、これは提案者のほうでお作りになつたのか、政府のほうでお作りになつたのかわからないが、これの二頁の別表のとらにですね、利子補給総額というの

ると思います。従来はその三千乃至三千五百万円のを、三百航路くらいにありますか、その航路のうちの三十航路つかの航路にいたしておつたのでありますけれども、先ほど運輸当局のか

本日の案の審議に対して、發議者並びに政府委員の御出席を求めておきましたのですが、只今御出席を得ておりませんのは發議者關谷衆議院議員、それから運輸大臣、海運局長、大蔵大臣は

○委員長(山縣勝見君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君)　速記を開始して下さい。御質疑をお願いします。

○前之園喜一郎君 運輸大臣にお伺いしたいのですが、運輸大臣というよりむしろ國務大臣として御答弁願えればなお幸いであると思います。

近來いろいろな議員立法というものが非常に多く出るようになった。これは国会の傾向としては非常に好ましいことでありまして、むしろこれが国会の本体でなければならぬということ

は、これは申すまでもないわけであり
ます。ところが、この議員立法とい
うものを見てみると、国の財政に影
響するものが非常に多い。いわゆる
予算を伴うもの、而も非常に巨額
の予算を伴うもの、

う法案というものが非常に多いわけでありますが、こういうような法案が政府との、或いは大蔵当局との財政上の打合せもなく今後ますます盛んに出されるということになりますと、私は

結局国の財政が危殆に瀕し、予算の編成も非常に困難になる、従つて又一面國民の負担というものも非常に大きくなつて来るというような結果になつて、國家としても國民としてもこれは

相当に考慮しなければならん問題でも
ろうと思うのですが、これらの点につ
いて總体的に最も経験の豊かであられ
る村上運翰大臣、國務大臣からの御意
見をお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(村上義一君) 立法を立法府でやつて頂くということは、趣旨として非常に結構なことであると私も思うのであります。ただ御示しのごとく、予算に密接な影響のある法案につきましてはやや趣きを異にすると思ふのであります。従つて内閣としましては提案に先立つて十分協議をお願いしたいということを立法府に対してお願いをしておるような次第であります。

のみならず立法府自体としても成るべく予算委員会と御協議の上に法律案の提出を願いたいということを申しておるような次第であります。御指摘のごとく、予算に關係のある法律案の提案につきましては、そういう手続をとつて頂くことが立法上の運営を図る上において極めて必要だと思つておるような次第であります。

○前之園喜一郎君 從來相當の数の議員立法というものが出ているわけです。そうして両院を通過して法律になつておるものもあるようであります。が、これらの法律案を私どもも審議し

ておるわけでありませうけれども、こういうものに要する費用というものを拾い上げて見ると、到底今の国の財政では賄い切れるものではないのではないかと、という感じもするわけでありませう。

か。若しおわかりであればお教えを願
いたいと思います。

○国務大臣(村上義一君) 御指摘の通
り、予算と関係のある法案の提出に

り、予算に關係のある法律案の提出に
つきましては、それが立法院のほうで
発案せられるという場合には、すべて
政府と連絡をとつて頂くことに相成つ
ておるのであります。今日までの提案

せられた法律案、幾つになりますか
数は今記憶いたしておりませんけれど
も、すべて政府と連絡がとれておるの
であります。この点御了承を願つてお
きたいと思ひます。

○前之國事一覽君　そうすると、今まで通つた議員立法の法律で予算を伴うものは、その予算を支出するという了解ができていふことに了承してよろしうございますか。

○国務大臣(村上義一君) そういうとに御了承下さつて差支えありません。

○前之園喜一郎君 次に運輸大臣所管の問題について二、三お尋ねしたいと

思うのですが、最近運輸省関係のものについても非常に議員立法というものが多くようであります。この前通過しました道路交通事業抵当法或いは又ここに出ておる離島航路整備法案、更に

今後出るのではないかという予想をされるところの私軌道の整備法のごとき、こういうものを見てみますると、私どもどうも非常に腑に落ちないものが多いのであります。例えばこの前陸

運議員連盟の会でこれを提案するはげだという御意図の下に御説明を願つた私軌道の整備法案、これらを見てみると、運輸大臣は御承知であらうと思ふのですが、こういうことが書いて

をしたなら補助をする、建設するときには補助をする、災害があつたら補助をする、借金をしたら全額政府が補償をする、こういうような法案を出そうとして我々に御相談になつておる、まだ提議にはなりません。そういうような法案もある。又ここに出ておりますがこの法案も只今非常に問題になつておるようですが、例えば私ども指摘いたしております点といたしまして、離島航路の面、そうして安全な発達を遂げるといふことについては、異論はない。ただ併しながら多くの航路を持つてゐる、例へば一つの会士が五つなり

ておる。例へば、一つの会社が五つな
十なり持つてゐる場合に、その多くは
非常に儲かつてゐる、黒字を出してゐ
る、たま／＼一線か二線が損をしてい
る、總体的に見ますと利益を挙げてい
る。

るにもかかわらず、控えていられただけに補助をしなれば航路はやれな
いとか何とかいう問題が眼前に横た
つてゐるという事情を見ても、非常
に私ども不満に思うわけです。先ほ

韓大臣が申された通り、これは國運として、海運にしても、公共事業などであり、たま／＼多くの線を持つておつて、一線損をするからこれを直ちにやめるとか何とかいつて一般公衆

の迷惑も考えないといういうなことでは、果して公共事業をやり得る資格があるのかどうかということを我々は考へるわけでありませう。将来この法案が若し通過すれば、この法案自体はそ

大したものではありませんが、併し
申上げたような私軌道の整備法案だ
か、或いは又バスにしても、その通
であります。たくさんの路線を持つ
おつて、たま／＼一、二線が損する

に、而も最小限度の要望に於ける、要望を満たし得るような施設をし、サービスを提供し得るように仕向けるという事については、かねてより種々考慮いたしてゐるのでありまして、これらについても、今検討を進めてゐる次第であります。なお海運につきましても、御承知の通り二十四年以來エイド資金を融資いたしまして、半面民間市中の金融を整理して日本の商船隊復活の実現に努力して参つたのであります。御承知のごとく、エイド資金もはや少く相成りまして、二十八年度以降はたゞその金利及び年々の償却というだけに相成りまして、今後他の方法を講じなければ所要の目標とする輸出入物資五〇%を日本の商船隊で運ぶという必要性を満たすことが困難であると考えられるのであります。従いまして船舶建造等につきましても種々今検討を進めてゐる次第であります。又一方、少しこれは趣きを異にいたしましたるが、國民が所有してゐる国有鉄道のつきましても、戦時中から非常に荒廃しました設備が今なお復旧せずにうちやられてゐる部分が金額に見積つて千八百七十億に達してゐるのであります。恐らくこのままでは十年も進んだらば運輸大臣は国有鉄道の或る線に對しましては運輸が危殆であるから營業の停止を命じなければならぬといふことも起りかねないと思つてゐる次第であります。又一方におきまして、新線の建設でありますとか、或いは電化でありますとか、國民の要望は極めて熾烈なものであることは御承知の通りであります。自然国有鉄道の運営といふことにつきましても格段なる方途を今講ぜん

ければならぬと考へてゐる次第であります。あらゆる交通機關の整備につきまして種々憂慮をし、検討をいたしてゐるような次第であります。私鉄の整備につきましても、その一環として考へつつあるような次第であります。○前之圖畫一節 陸運と海運との相違についての大臣のお考えはよくわかりました。そこで具体的問題としてお聞きしたいのでありますが、先ほど例をとつて申上げましたように、ここにまあ十の航路を持つてゐる。そういう航路を持つてゐる会社があるかどうか知りませんが、十の航路を持つてゐるのには、二つ赤字を出した、その他のものは黒字を出して總体的には黒字になつてゐるというやうな場合に、赤字のものだけに對して補助をするという考へ方について運輸大臣はどういう考へてありますか。

○國務大臣(村上義一君) 前刻御質問に對して申し残しまして、重ねて御手数をかけて誠に相済みませんが、この離島航路につきましては、航路の維持といふことが問題なのであります。従いまして会社を補助するといふ意味であつてはならないと思つてゐるのであります。御指摘になりましたように、会社が數個の離島航路を持つてゐるという場合でありましても、そのうちの一個が維持できて行けない、その会社の自力ではその航路を維持して行けないという場合には、その航路に對して補助をして行かなければならぬ、性質上そういうことにならざるを得ないのであります。なおお言葉尻を付度して申上げることは誠に恐縮であります。三つの航路を経営してゐて、二つは非常に儲かるというやうな場合にどうかという

やうにお話を伺つたのであります。が、今こゝういふ離島航路は大体道路という觀念が半分含まれてゐるのであります。従いましてこの離島航路に對する輸送料と申しますか、運賃と申しますか、これはもう極めて低率なものになつてゐるというやうな所は殆んどないといふでもいいのじやないかと思つてゐるのであります。又非常に黒字の出るやうなことであればその料金はどうしても下げる、低減せしめるといふことが望ましいのであつて、全く航路經營といふことは、もと／＼公益事業ではあります。特に道路の意味を多く含んでゐるのであります。一層その料金は低廉たるべきものであると考へてゐるのであります。自然航路を一つの企業体が經營してゐるやうな、非常に黒字が多額に上るといふやうなことがあつてはならないと考へてゐる次第であります。

○前之圖畫一節 只今運輸大臣の御答弁で、實際にはまあその黒字を出しておるものはあるまいという御想像の御答弁であるやうに承つたのであります。そこで我々それらの点について十分な検討を加へる必要がある。船のことは私も素人でありま。どの会社がどういふやうに儲けてゐるか、損をしてゐるといふやうなことは結局政府のお出しになる資料によつて検討するほかはない、而も我々出された資料というものが正確に把握されてゐるかどうかといふところまで立入つて考へなければならぬわけなのであります。ここにいわゆる補助航路の資料を頂いておりますが、要するにこれらも先方が出されたものをそれ／＼検討されて

やつただけで果して實際にここに出された資料が正確であり、又御印刷になつたものが誤りないかどうかといふこともまあ疑問を持たざるを得ないやうな感じもするわけです。一つ一つの營業会社、突にこれには共通な費用といふやうなものがあるわけですから、乗客の手当であるとか、事務員の給料であるとか、或いは設備費であるとか、共通の面も相當にあるので、これらに對する数字の出し方といふものが果して正しいのかどうかといふやうな点、詳しく我々検討しなければつきりしたものは無いわけでありま。そこでまあ非常に御無理なことをお願いして……黒字を出してゐる航路に關しては資料を御提出願ひたい、こゝういふことで只今審議を重ねてゐるやうな次第であります。そこで假に私どもの考へますやうに、具体的に總体的に考へて黒字が非常に多いといふやうなものであつて、赤字だけの補助をしてやるといふことは非常に我々の感情から言つて面白くないのではないかと。そうしてこれは一般的に御承知のやうに今日の中小企業とも考へ合せて見なければならぬのであります。一般の中小企業などのごときものはこれは全く行詰りの状態である、立行かないものも非常に多い。こゝういふやうな点も考へ合せて見ますときに、やや儲かる会社に、たま／＼航路又は二航路損をしたから國家補助をして行かなければならぬといふやうなことは、國全体の産業の建前から言つてもどういふものであろうか、こゝういふやうなことを考へてゐるわけでありま。ただ併し只今大臣の御答弁のやうに非常に黒字といふものが少いものであるかどうかと

いふことは資料によつて検討して、更にそれと只今の大臣の御答弁と合せて研究することになります。特に費用の關係のものにしても、私には出るであらうかと思つてゐるやうな、先ほど申上げましたが、私鉄軌道の補助問題、或いはバスのごとき問題も出るかも知れません。こゝういふ問題に對して運輸省としては根本的なものをお持ちになつていなければならぬのであります。而もこれは議員立法として出る。あなたが御抑へになることはできない。國會議員の権能としてこれをするのですから協議してもよし、協議しなくてもいいというやうなものであります。出すことは穩當でありま。やうが、完全な自由意思によつて出せるのであります。こゝういふものに對して根本的に一つお考えを願ひたいと思つてゐます。これの問題は又研究いたしまして重ねてお尋ねする機会があるかも知れませんから……

○小酒井義男君 安本のほうから出ておられるやうですから、先ほどの御質問に繰返すことになるわけでありま。一つお聞きしておきたいと思つてゐます。

先ほど私質問申して大蔵政務次官のほうからは御回答願つたのであります。が、差当り電源開發であるとか、外航船の建造といふやうな相當巨額を要する重要な案件があるわけではございませんが、こゝういふ情勢の中でこの離島航路整備法によりまして大体十年間四十數億圓といふ金額の必要が出て来るわけでありま。これを安本のほうとして実行し得る、裏付け得ることに対してお見通しを持つておられるかどうかといふことをお聞きしたいのであります。

○政府委員(阪田重二君) 只今お尋ねの件であります。先ほど大蔵政務次官からお答えされました通り、大休安本といたしまして今後における産業資金の需給の見込、いろ／＼まあそういうことは検討いたしているわけでありま。御指摘の通り電力関係、或いは造船関係等におきましては、依然としてなか／＼まだ将来資金需要が相当あるというふうに見られるわけでありま。そのまあ具体的な問題になつております。離島航路の船舶の建造資金であります。それがつきましては今回国会のほうでかような趣旨で、離島航路に対していろ／＼航路補助の制度を整備する、或いは利子の補給を新たにやる。こういったような形がはつきりきまつて参りますれば自然と金融の面におきましては非常にめどがはつきりいたす。先ほどお話に出ておつたようであります。どういふふうな枠を設けて、開港銀行なり或いは見返資金から直接出す、そういうようなことではつきりここに現われているような額を毎年度出す、そういうようなことには、先ほど御説明ございました通りまありかねると思つておりますが、実際問題としては国会においてこういうようなものがきまつて参りますれば、我々のほうも資金の金融の途も非常に工合よくなる、そういうふうな考へてはいる次第であります。

○小淵井義男君 それから次官に先ほどの質問で、少し答弁が私理解できない点が残つていたので重ねて御質問するのですが、それは第一に申し上げました日本開港銀行法の目的と本法との関係なんです。本法の当初の案である損失補償制という問題についてはいろいろ議論があると思ひますが、開港銀行の建前から言つた場合には、一般金融機関に融資をさせて、それを、金融を奨励して行くというふうな建前になつてゐるわけなんです。その金融の手法について、当初案として途中で変更された案との関連においてどういふふうにお考えになつてゐるか。

○政府委員(西村直巳君) こういうことは離島航路を先ほど運輸大臣からお話がありました衆議院でもたび／＼この点御議論がありましたように、離島航路の性格から行きますと他の私企業とは大分性格が違つて、言い換えれば公益事業の中で一種の道路に準ずるような性格であります。然るもこれは資金の回転としては非常にかなり困難があるという趣旨から行きますとやはり開港銀行法の第一條に書いてある目的の性格が多分に入つて行くべきものだと私もはそう考へておりましたが、これらの若し金融を付けたところから資金源を或る程度探して参らなければならぬ。ただ先ほど来お話がありますように十年間に四十億を確実に確保し得るやという問題になりますと、長い間の資金計画、又一面電源初め各種の重点産業の資金計画とも合せまして行かなければならぬ。併し又一面におきましてこの法案の御趣旨、それだけ御熱意を持つてこういう航路を確保する、その住民の生命線でございますからそれに対しての重要度というものは、当然又その認識が特に挙つて参りました。こういうふうな私どもは考へております。具体的にそれによつて枠を設定したかどうかという御意見も私どもは拜聴いたしておりますが、それらにつき

ましてはなお私どもに検討の余地だけを與えて頂きたい、こういう考へ方でありま。

○小淵井義男君 やはりこうした離島航路整備に必要とするような金融は一般銀行ではなしに、開港銀行が直接これを取扱つて行くべき性質のものだといふふうにお考えですか。

○政府委員(西村直巳君) 基本は勿論そうでございます。勿論開港銀行を使います場合でも或る場合には市中の他の協調融資とかいろ／＼な問題も起つて参ります場合もあらうと思ひますけれども、他のどつちかといふといふゆる企業ベースに乗りにくいものであつて而も国としても土地の国民と申しまか、住民にとつて極めて重要度の高いものであります。生命線に近いものでございまして。そこいらにおける重要度といふものを認めて参らなければならぬ、こういうふうにお考へております。

○小淵井義男君 そうすると非常にこの法案の趣旨にある十年間に四十億というものを開港銀行一本に頼つて行くといふことについてなか／＼困難な問題が残されてゐるというふうな私ども思ふわけなんです。やはりこれ以外に方法はないわけですか。

○政府委員(西村直巳君) やや事柄が少し専門的になりまして申訳ないと思ひますが、私どもの考へでは現在政府出資のこの開港銀行というものが、併し開港銀行といふものがある。併し開港銀行なんかも資金量には何と申しましても限度が、それから一方において莫大な資金の需要を要する重要度の産業がございまして。そこいらをかね合せて参りますれば必ずや、勿論これはあ

らゆる面から重要度のあるものが開港銀行に殺到して参ります。併しながら私どもこの法案を御提案し、又こうして国会で御議論を頂き、御答弁申上げの間におきまして単に一人の政務次官の思い付きで御答弁申上げてゐるのでございませぬ、財務局とも主計局とも十分打合せましてこうした損失補償でなく、利子補給の限度におきまして、而もなお航路整備のための金融措置につきましては何らかの形でそういう重要度を増して参らなければならぬ。ただそれを例へば開港銀行、或いは四十億必ず確保する、こういうふうなぎり／＼のものでございましてはつきり説明しろとおつしやられますと何と申しましても事柄が産業或いは資金こういう面がかなり弾力性を持つたものになります。なつて行かなければならぬ問題です。そこそこの点をぎりぎり結着の線まで私どもは御答弁申上げの段階にはない、併し十分その認識を持ち検討して頂きたい、こういう考へであります。

○小淵井義男君 大体をうしますと各種の金融と混み合せてやはり今後将来考へて行く場合には相当この必要とする金額を賄ひ得るには年数の上において十年といふことではむずかしい状態があり得ると、かように理解してゐるわけですか。

○政府委員(西村直巳君) 勿論十年という一つの仮定を置きますが、仮にこの場合を想像しますれば年数が短くなるといふこともあり得るわけなんです。問題は国の力の問題であります。開港銀行といふのは政府全額出資でございましてからそこに資金源その他の資金繰りというものが非常に豊かになつて参り

ますればこれは又異なりますし、それから国の国力と申しますか、国の経済とおの互いの消長の関係をかみ合せて行かなければならませぬし、又一方他の国策的に取上げております重点産業との関連性もあると思ひます。併し他の一般産業よりは、或いは一般の問題よりはこの法案によつて又私どもこの国会の御議論を通じて責任を持つて重要度をいふものを加えて参りたい、といふふうにお考へております。

○小淵井義男君 政府委員に二、三お伺ひしたいのですが、本法案の修正以前は補助を修正では削つてありますので、従つてこの船舶の建造又は改造のための資金というものはただ補給金になつて、それで利子の補給だけというのが修正のあれなんです。政府の御意見としてはこの修正案であつてもないよりはましだからこれでもいいといふのですか、修正じや困るからやはり原案通りのほうがいいのだといふのか、その点政府の御意向を先ずお伺ひしたいのです。先刻の運輸大臣のお話ですと、大体こういう法案が議員提出になる時分には政府のほうでも話合ひがついて、そして大体出ておるのだといふようなお話もありましたから、それで私は提案者を無視するわけじゃないのですけれども、あえて政府の御見解を伺つておるわけなんです。ただ当局の海運局長でよろしうございましてから政府委員としての御見解を伺ひます。

○政府委員(西村直巳君) お答え申し上げます。大蔵省のほうの政務次官の立場から御説明申し上げますが、実は先ほど運輸大臣の申されましたようにこの議員立法につきましては御趣旨等につ

きましては事前に政府に十分御連絡もあり、又或る程度予算関係でございすから大蔵当局とも折衝がございした。なお事柄は国会の立法権、審議権の問題でございすので、国会の、これは経緯を申し上げますと衆議院におきましては予算委員会とそれから運輸委員会の議員の各位と一〇〇御折衝があつたようでございます。その間に私どもとしましては将来の財政負担、或いは金融機関の金繰り等の関係等、又他産業との関係等も考えましてできますれば大蔵当局といたしましては大蔵初め私どもがこの修正案で行つて頂けると非常に予算措置と併せまして確信が持てる、こういう考えでおるわけでございます。

○小泉秀吉君 非常に明快なような御答弁のようだが、先刻伺つたのと今のと総合して伺うとそれはどうもつきりしているのならば利子を四分補給するといふことに對して少くともここ一、二年に對しては大蔵当局はどのくらいの金を貸すのだといふことの御見込みも立っているし、それに対する利子はどのくらい出せるのだといふようなことがきまつていなければ先刻のお話と今のお話との食い違ひがあるやうで私にはつきりしないのですが、ただ漫然この法律が通ればそのときの事情で貸せる金があつたらば、或いは貸せる人があつたらばその補給はでき次第出すのだといふやうなことだと、今のお話と非常に違ふやうな感じがするのです、その辺に對して素人わかりのするやうなお話を伺いたい。

○政府委員(西村直二君) 御答弁申し上げます。実は金利の利率四分、それからその額とか、そういう点につきま

ては、勿論今後この法案の成立した上で、大蔵当局の財政負担、これは只今補正予算を組むかどうか、これもまだ政府といたしましては方針がきまつておりませんが、仮にそういうたような事態が起つて来る場合といふものも考えまして、それらの状況の進行に従つて御相談もして参りたい、こういう考へ方でございます。

○小泉秀吉君 そうしますと、法律が通るとは結構だが、場合によつては一文も利子の補給はできないことがあり得るのだ、そういう法律を今作つておくと、こういうやうにとれるのだ、表現が非常にまずいけれども、そういうふうにして了解していいですか。

○政府委員(西村直二君) 一文もそういうことを想像しない、こういう意味ではございせん、勿論これは事柄が財政負担になる面でございますから、財政の状況と勘案して、この法案を勿論趣旨を通し、この法案が立派に動くやうにはして参りたい、こういう考へではおるわけでありす。ただ今のところ具体的にはどのくらいの利子額を財政負担にし、そしてそれに伴う金融額はどのくらいだといふ、それをかなり具体化した段階までは行つていない、こういう状況になつておることは事実であります。

○小泉秀吉君 関係資料は、恐らくこれは運輸当局が御関係になつていて思ふのですけれども、関係資料でいう利子の補給、二十七年度といふやうなことなんだが、これは二十七年、二十八年度くらいの金は、この法律が通れば大体運輸当局の御関係では計上されるおつもりであるのか。もう一つは新造並びに改造ですか、そういうやう

なものに對してこの参考資料を全部見ると、随分改造も新造もしなければならぬ航路がたくさんあるやうに思ふし、又そうだろうと私も思ふの、その差当りどういふ航路のどの所有のものを大体改造或いは新造してやるつもりだといふやうな御腹案があるのか、或いは離島航路に従事してある会社は、この法律が通ると皆がわんざわんざとおれのところはこういう調子だから改造をしてくれといふやうなことがあつて、それを今度は又選択するといふやうな順序になるのか。少し行き過ぎた御質問でありますけれども、その辺に對するお見通しなり御腹案を運輸当局にお伺いしたい。

○政府委員(岡田修一君) この予算額を立てますときに会社名、航路名等を予定と言ひますか、希望をとつて立てるわけでございますが、最初損失補償等の規定が実現される場合の希望者をとつたわけでございます。従いましてこの法案が修正になりますと、この金額よりは多少少くなつて来るといふ考へを持っております。これによつて非常に多数の者が殺到するかどうかといふことはちよつと今のところ考へられませんが、この利子補給制度でございますと、自分で金を調達しなければならぬ。仮に開銀から出されるにしても、開銀は協調融資でございますから、残りの半分は市中銀行、或いは長期信用銀行に頼らなければならぬ。そういうやうな制約もございまして、真に止むを得ざるもの、ぎり／＼のもののだけが出て来る。かように考へておりました、これによつて非常に多数のものが一時に殺到し

て捌くに困る、不幸にして予定しております金額よりも遙かに多くなるといふやうなことはあり得ないのではなからうか、かように考へます。併しこの法案が通ることによりまして、今まで新造をしたくてもなから資金の調達を得られなかつたといふものが、こういう法案のバックによつて、而も政府が利子まで補給してくれといふこの力の入れ方によつて、融資の途が大きく開かれるといふことは、私も固く信じておるところでございます。

○委員(山縣勝見君) ちよつとお話いたしました、経済安定本部の阪田局長が若しも御質問がなければ他に用件があるもので退席したいといふお申出でございます。若しも御質疑があれば在席するといふことでございますが、如何でしょうか。御質問ございせんか、阪田君に對して……若しもないようでしたら阪田君は退席してよろしうございすか。それじゃ……御質疑をどうぞ続けて下さい。

○小泉秀吉君 大分様子がつきりしたやうに思ひます。そうしますと、利子補給は、この法律がパスしても、結局新造或いは改造の希望者が出て来て、その希望金額に應じた利子補給といふやうなものがおよそ出て来なければ、今の段階では予算の問題にまで行かないから、法律ができたあと政府の財政状態を眺め合して、非常に多数にあればその中からエレクトすることがあるが、多数でなければ極めて少数の金になるから、大体何とか賄えるであらう。それをまあ漸次経緯して、年度割でやつて行くといふやうなお考へであるとして承じていいのでございすか。

○政府委員(岡田修一君) その通りでございます。

○高木正夫君 前回も航路に對して補助するの、会社に對して補助するの、かといふ問題がありまして、私は前之國君と意見が違つて、航路に對して補助すべきものだといふ考へを持つておることを申述べたのでありますが、それが丁度今日は運輸大臣の御答弁と一致しておるわけでありす。当然それがあるべきだと私は固く信じております。ところでどの航路に對して補助すべきかといふこの問題が一番重点だやうに思ふのであります。現在やつておる会社が赤字だから、その会社に補助する、補助をするといふことだけでは少しも足りぬと思ふのであります。もつと客観的の何か標準がないものであるか、その辺がばやつとして……私

もいふ考へが出ないのですが、現在やつておる会社に補助するといふことであれば、その会社の経営者の能力といふことにも関係して来るだらうと思ひます。その点がもう少しはつきりした何か標準があるのかどうかといふことを一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡田修一君) 補助航路を選定いたします場合、先ほど御答弁申し上げました通り、申請のありました航路の中から特に必要なものを選んでおるわけでございますが、その地理的な條件といたしましては、その航路以外に交通手段がない、或いは他に交通手段があつても非常に不便である、海上で行くと、三時間で行けるのが陸上で行くと十数時間かかるやうなところ、こういうやうな所、それから当該航路が郵便物を輸送して、或いは生活必需品の輸送をやつてお

るというふうなことが、まあ端的に言いますと、丁度陸上の国道若しくは県道に等しいような機能を持つておるといふようなものであつて、そうして而も今日配りましたような精細な資料をとりまして、会社が最も妥当な経営をして、まあ赤字が出る、かように認められるものに対して補助を出しておる次第であります。赤字を出しておる航路と言いますと相当ございますが、併し余りにも微細で、特に国が見る必要はないというふうなところは当然省く、かように考えまして、さういふ航路のうちの重要なものを現在やつておるといふ状況でございます。

○高木正夫君 その経営のうまく行つておるかどうかの判定はどこでなさるわけでございますか。

○政府委員(岡田修一君) 本日お配りしたかと思ひますが、かような航路補助損益見込計算書或いは補助航路損益計算書によりまして、先ず第一にその航路に配船しておることがその航路の需要に適當であるかどうかというふうな面から、その船が年間走りまわす場合にどれだけの経費がかかるか、その経費のうちでも船員費が幾らであるとか、燃料代が幾らであるとか、船員費が果してその地方の船員の給料から見ると高いか、安いとかいふふうなことから、或いはその燃料代にしても果してそこで使つた燃料代が他に比して安いかどうかといふようなことも、或いはその償却の面をどういふふうに見るかといふようなことを詳細に検討して、まあ一隻々の船に當つて検討してやつておるわけでございますが、実はこの次に資料を御説明するときにその点を御説明したいと考えておつたのです。

が、或いは御説明が必要でございます。ればいたしてもよろしくございます。

○高木正夫君 もう一つ離島航路の補助というものは、先ほどお話しもありましたように、まあ道路に代るのだといふことであります。それは言い換へれば、その航路がなくなれば島民の生活を非常に窮乏に陥れるということもあらうかと思ふのであります。而も更に進んで参りますと、先ほど他の委員からお話がありました通り、陸上の交通関係とのバランスの問題が起つて来るであらうと思ふのであります。具体的に見て甚だ差支える点もあるかも知れませんが、例えば宇和島と別府の航路のごとき、これはまあ特殊の事情があらうと思ふのであります。或いは鉄道の当然敷設すべきものをしないで、鉄道がやるべきものをしないでやつておるといふ点があるのかも知れませんが、あの程度の問題になつて参りますと、先ほど小酒井先生から言われた通り、陸上のバスの問題でもそういう問題が起つて来るのじやないかと思ひます。これは具体的に何か事情があるのかどうか、若しあつたとして了解いたしまするといいたしても、これから後のものに対しては相当慎重に、これはそういう方面の航路については慎重にお扱いを願ひたい、こういうふうにか考へておる次第でございます。今の宇和島、別府航路について一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田修一君) 宇和島、別府航路につきましては、あの航路の存在がその地方のまゝ住民並びに産業に非常に重大な関係がある。今御指摘にありましたように、省営である航路を経営しろという運動が非常に熾烈であつたほどのこの航路の必要性が強かつたのであります。あれを省営航路としてやるかどうかといふことについて、まあ非常に議論があり、且つ疑問がありましたので、その航路の重要性と、それを強化する必要性に鑑みまして、他の政府のとり得る方策として、その航路に航路補助を交付して来たというのが実情でございます。

○委員(山縣勝見君) ちよつとお話をいたしました。皆さん御質疑がなおいふ、おありと思ひますが、運輸大臣、只今他の所用で、質疑の有無を尋ねてもらいたいという要求がありましたが、運輸大臣に対する御質疑でございますか、……ありませんか、……それではどうぞ。

○高木正夫君 今の御説明ではもう一つ、ちよつと納得行かぬと思ふのであります。この法案で「船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間」とあるので、これに當るのだからと思ふのであります。この程度のあるところである、まあほかにも大分あるだらうと思ふのであります。その他の例を挙げ見ますと、相手方が皆小さい島で、そうしてそれがなければその島民の生活を脅かす、こういうことになるだらうと思ふのであります。一方は九州である、そうして別府に行くのには、松山まで行けばいいので、多少の不便はあると思ふが、著しく不便であるかどうか。そういうことになるとほかの航路もたくさんあります。又陸上で言えば先ほど小酒井先生が言われた通り、例えばバス事業なんかでも山間に随分あると思ふのであります。

ます。そういうところも補助せねばならぬ、こういうことになつて来るのじやなからうか、こういうふうには思ふ。もう少しこれについて納得の行くような御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田修一君) 御指摘の通り宇和島、別府航路につきましては、ここに言つております離島航路とは大分性格が違ふかと存じます。実は離島航路補助という概念は、今度の法律で出て来たわけでございますが、これまでもおける、と言います。現在までにおきます宇和島、別府航路につきましては、先ほど申しました関係地方の住民の便益、産業、こういう面に至大の関係がある航路がなくなるといふことは、九州と四国の連絡に非常な不便を與えるという意味からいたしまして、これに便益を與えておる次第でございます。お説の通り離島航路なるものを嚴格に何すると、この航路に対する補助というものがやや困難性を帯びて来るわけでございます。けれども、若しこの航路がなくなりました場合の九州と四国の間の不便の程度を考へて頂きますと、これも準離島航路という解釈の中に押込めて頂けないであらうか、かように私も考へておる次第であります。実はこの航路補助の法律が出来る前のものでございまして、又その必要性から言ひましてもあえて他の離島航路に劣らないのではないかと、かように考へておる次第であります。

○高木正夫君 大体納得したことにいたしておきますが、これで宇和島、別府間の補助をやめようとは私は言わないのであります。すでにやつていますこととありますから、ただこれから後

の法律が通つた場合に、これに類するようなものが出て来ないようにつつ取扱を慎重にして頂きたい。それだけ申上げて質疑をやめます。

○委員(山縣勝見君) その他御質疑はございませんか。

○岡田信次君 海上運送法二十條による補助のうち、離島航路の補助というのはどのくらいあるのですか。

○政府委員(岡田修一君) 二十六年におきましては航路数が二十六航路、三千二百万円。二十七年にそれが三十一航路、三千五百万円になつております。

○岡田信次君 ちよつと聞き漏らしたのであります。二十條による補助のうち、今の数字が離島航路の補助の数字でありますか、全体に対する割合と言ふか……。

○政府委員(岡田修一君) 先ほど御指摘のありました宇和島、別府航路が離島航路でないという御解釈ならばこれだけを除外してあります。私どもはすべてが離島航路と、かように考へておる次第であります。離島航路以外に補助金を出してありません。

○岡田信次君 そうすると、特にこの離島航路整備法というものを作らなければならぬというのはどういうわけですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) 大体私たちが最初にこの離島航路の法案を準備いたしました場合には、最初の案といつたしましては建造補助、改造補助、施設に対する補助、なお損失補償というふうなことも一緒にしてそういうことも皆考へておりました。そうして海上運送法の中にあります航路補助を含めますと、すべて離島航路に對します

の法律が通つた場合に、これに類するようなものが出て来ないようにつつ取扱を慎重にして頂きたい。それだけ申上げて質疑をやめます。

○委員(山縣勝見君) その他御質疑はございませんか。

○岡田信次君 海上運送法二十條による補助のうち、離島航路の補助というのはどのくらいあるのですか。

○政府委員(岡田修一君) 二十六年におきましては航路数が二十六航路、三千二百万円。二十七年にそれが三十一航路、三千五百万円になつております。

○岡田信次君 ちよつと聞き漏らしたのであります。二十條による補助のうち、今の数字が離島航路の補助の数字でありますか、全体に対する割合と言ふか……。

○政府委員(岡田修一君) 先ほど御指摘のありました宇和島、別府航路が離島航路でないという御解釈ならばこれだけを除外してあります。私どもはすべてが離島航路と、かように考へておる次第であります。離島航路以外に補助金を出してありません。

○岡田信次君 そうすると、特にこの離島航路整備法というものを作らなければならぬというのはどういうわけですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) 大体私たちが最初にこの離島航路の法案を準備いたしました場合には、最初の案といつたしましては建造補助、改造補助、施設に対する補助、なお損失補償というふうなことも一緒にしてそういうことも皆考へておりました。そうして海上運送法の中にあります航路補助を含めますと、すべて離島航路に對します

全般のものがこれに含まれる、そうして一本化に整備したいというふうに考へてこの中に入れましたのが、おいおい割られましたというふうになつたのであります。

○岡田信次君　そうすると、その点はいいといひまして、その離島航路整備法が施行されますという、海上運送法の二十條による補助はなくなるわけですね。ところが今お話によると殆んど離島航路だと言ふから余り実害はないようでありますが、さつきのお話の宇和島航路は離島航路としなければならぬとしまふわけですか。

○政府委員(岡田修一君)　この補助に關する法律の規定でございますが、法律の規定がなくとも予算で認められるならば予算が負担と言いますか、予算で認められれば国と会社との契約によつて補助が出るわけでありまして。ただ法律で規定されてありますものと、戦後の根拠がはつきりするといふので、戦後すべてこういう補助關係のものについては法律を制定するといふ例になつております。必ずしもこの海上運送法から補助の規定を省いて、而も宇和島、別府航路が離島航路に入らないという解釈をとられても、補助は出し得ないといふものではないと考へております。併し離島航路という解釈の中へ十分入り得るよう解釈できるものであらう、かように私も考へておりますので、宇和島、別府航路につきましましては、離島航路整備法の対象として頂きたい、かように考へております。

○岡田信次君　第二條に離島航路の定義がありますね。これを見ると宇和島、別府というのは、九州と四国は両

方とも離島と考へられないが、そうではないといふのは無理ですね。だから私は離島航路という名前をとらないで、むしろ二十條に、海上運送法二十條にありまふような言葉でやつたほうがいいのじやないか。

○政府委員(岡田修一君)　ちよつと提案者から御説明されるべきことで、私が言うのは出過ぎかと存じますけれども、私から補足的に説明さして頂きますと、この中に船舶以外の交通機關によることが著しく不便である地点を連絡する航路という、こういうことがございまして。もし宇和島、別府航路が廃止になるといふことになりますと、両地間を交通する人は遙か遠くを廻つて行かなければならない、非常に大きな時間的或いは経済的な不利をこうむる、かように考へられます。従いましてこの條項に該当し得るものと、かように解されると考へるのでございまして。

○委員長(山縣勝見君)　その他御質疑ございませうか。

○小泉秀吉君　一つだけ伺いますが、元の原案十七條ですね。十七條に府県の條項があるのですけれども、全部削つてありますと損失補償がなくなつたから、府県の問題は自然に消えたのでしようけれども、利子の補給というやうなものは極めてわずかなことだから、府県にまで言及しなくてもいいといふやうな御趣旨なのか、何かほかにまだ理由があつて府県の問題を削除したのか、この点に對してちよつとごなたからでもいいからお話を願いたい。

○衆議院議員(關谷勝利君)　利子補給になりますと、極めて些細な金高でありまして、そのために府県を統制する

といふやうなことは非常に不合理である、かように考へて削除した次第であります。

○委員長(山縣勝見君)　御質疑がなければ、本案の質疑は次回に續行することにして、本日はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山縣勝見君)　それではさうにいたします。委員会はこの程度で本日は散会をいたします。

午後三時四十九分散会

六月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、離島航路整備法案(案)(予備審査のための付託は五月三十日)

昭和二十七年七月三十一日印刷

昭和二十七年八月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷行